

令和8年瑞穂町農業委員会4月総会

令和8年4月23日、令和8年瑞穂町農業委員会4月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
					【欠席】		
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	菊池歩
農政係	宮野裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 1時 57分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和8年瑞穂町農業委員会4月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番委員の青木 一幸さんと4番委員の鈴木 正実さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (菊池 歩 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6番委員 (中野 高雄 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は4月17日(金)午後1時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ハクサイ、ダイコン、ブルーベリー、お茶等を栽培しています。耕作面積は約50aです。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が350日、妻が150日です。所有機械は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台等です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ハクサイ、ダイコン、ブルーベリー、お茶等を栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第1号、番号1について申請のとおり決す

ることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号1農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は4月13日(月)午前10時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、長ネギ、トウモロコシ、キャベツ、ブロッコリー等を栽培しています。耕作面積は約150a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が300日です。所有機械はトラクター1台、管理機2台、マルチャー1台、軽トラック1台等です。販路につきましては量販店、直売所、給食です。取得農地の営農計画はキャベツ、ブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は量販店、直売所、給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適

当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は4月13日(月)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、ハクサイ、ネギ等を栽培しています。耕作面積は約650a。農業従事者は本人、従業員4名です。農業従事日数は本人が350日、従業員が各280日です。所有機械はトラクター1台、管理機7台、軽トラック4台、軽バン1台等です。販路につきましては直売所、量販店、加工会社への出荷です。取得農地の営農計画はトウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は直売所、量販店、加工会社への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局

局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6 番委員 (中野 高雄 君) 議案第 2 号、番号 3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 17 日 (金) 午後 2 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、サツマイモを栽培しています。耕作面積は約 400 a。農業従事者は本人、従業員 2 名です。農業従事日数は本人が 350 日、従業員が各 280 日です。所有機械はトラクター 4 台、管理機 7 台、軽トラック 2 台等です。販路につきましては量販店、道の駅、飲食店への出荷です。取得農地の営農計画はネギを栽培予定です。通作距離は車で 40 分です。販路は量販店、道の駅、飲食店への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面

積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6 番委員 (中野 高雄 君) 議案第 2 号、番号 4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 17 日 (金) 午後 2 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第 2 号番号 3 と同じです。取得農地の営農計画はネギを栽培予定です。通作距離は車で 40 分です。販路は量販店、道の駅、飲食店への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 5、番号 6、番号 7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本件は隣接地及び近接地であるため一括審議しますが、よろしいでしょうか。

(「意義なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) それでは一括審議といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 5、番号 6、番号 7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6 番委員 (中野 高雄 君) 議案第 2 号、番号 5、番号 6、番号 7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 17 日 (金) 午後 2 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ダイコン、ニンジン、ホウレンソウ、サトイモ等を栽培しています。耕作面積は約 50 a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械はトラクター 1 台、培土器 1 台、ハンマーナイフ 1 台等です。販路につきましては量販店、直売所、飲食店への出荷です。取得農地の営農計画はニンジン、ダイコン、サトイモ等を栽培予定です。通作距離は車で 13 分です。販路は量販店、直売所、飲食店への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 8、番号 9、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本件は近接地であるため一括審議しますがよろしいでしょうか。

(「意義なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) それでは一括審議といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 8、番号 9、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の

種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (雨宮 尚幸 君) 議案第2号、番号8、番号9、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は4月17日(金)午後2時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、キャベツ、ブロッコリー、ナス、ジャガイモ等を栽培しています。耕作面積は約180a。農業従事者は本人、母です。農業従事日数は本人が330日、母が150日です。所有機械はトラクター2台、マルチャー1台、動力噴霧器3台等です。販路につきましては量販店、給食です。取得農地の営農計画はキャベツ、ブロッコリー、ナス、ジャガイモ等を栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は量販店、給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号10、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号10、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員

(細渕 日出夫 君) 議案第 2 号、番号 10 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 17 日 (金) 午後 3 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、ズッキーニを栽培しています。耕作面積は約 37a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械はハンマーナイフ 1 台、軽バン 1 台、動力噴霧器 1 台等です。販路につきましては量販店、直売所です。取得農地の営農計画はトウモロコシ、イチゴを栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路は量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 11、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 11、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員

(細渕 日出夫 君) 議案第 2 号、番号 11 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 17 日 (金) 午後 3 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権

の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、トウモロコシ、ブロッコリー、ハクサイ、トマト等を栽培しています。耕作面積は約 450a。農業従事者は本人、妻、従業員 6 名、パート 3 名です。農業従事日数は本人が 350 日、妻が 300 日、従業員が各 250 日、パートが各 120 日です。所有機械はトラクター 3 台、トラック 2 台、軽バン 1 台、管理機 10 台等です。販路につきましては量販店、直売所、給食です。取得農地の営農計画はハクサイを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は量販店、直売所、給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 3 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 3 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 3 号、番号 1 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 17 日 (金) 午後 3 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、スナップエンドウ、キヌサヤ、フキ等を栽培しています。耕作面積は約 70a。農業従事者は本人、妻、姉、ボランティア 2 名です。農業従事日数は本人が 320 日、妻が 150 日、姉が 250 日、ボランティアが各 150

日です。所有機械は耕運機 5 台、管理機 1 台等です。販路につきましては庭先販売です。取得農地の営農計画はキウイフルーツ、ブドウを栽培予定です。通作距離は車で 40 分です。販路は庭先販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 4 号番号 1、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 4 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的ビオトープです。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 4 号、番号 1 農地法第 5 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 13 日(月) 午後 10 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。

申請者である〇〇〇〇の従業員から事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容 1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は第 3 種農地で、転用目的はビオトープであり適当と判断しました。

【調査内容 2】資力及び信用についてですが、事務局が見積りと通帳残高の金額にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しまし

た。

【調査内容 3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容 4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容 5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請は不要であり、自然保護条例に基づく許可申請も不要であるとのことでした。

【調査内容 7】計画面積の妥当性についてですが、理由書及び土地利用計画図より、適当であると判断しました。

【調査内容 9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接する農地はないことから影響を与えないと判断しました。

【調査内容 1 1】行政庁との協議等はすでに終了しています。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 4 号、番号 2 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 4 号番号 2、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 4 号、番号 2 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的駐車場です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適 (田中 俊明 君) 議案第 4 号、番号 2 農地法第 5 条の許可申請に伴う現地

化推進委員 調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は4月13日(月)午後11時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。

申請者である〇〇〇〇の従業員から事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は第3種農地で、転用目的は駐車場であり適当と判断しました。

【調査内容2】資力及び信用についてですが、事務局が見積りと残高証明の金額にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しました。

【調査内容3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請は不要であり、自然保護条例に基づく許可申請は申請済みであるとのことでした。

【調査内容7】計画面積の妥当性についてですが、理由書及び土地利用計画図より、適当であると判断しました。

【調査内容9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、適切に防除等を行うことから影響を与えないと判断しました。

【調査内容11】行政庁との協議等はすでに終了しています。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第4号、番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由事業用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。
(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和8年瑞穂町農業委員会4月総会を閉会といたします。
閉 会 午後 2時40分

議 長

第 3 番 委 員

第 4 番 委 員